第三十四条第五項を削り、同条第四項中「ものは、次の各号に掲げる者」を「経験は、次に掲げる経験」に改め、同項第一号中「法第七十五条の八の二第一項の牽引自動車（以下この項において「牽引自動車」という。）によつて、法第八十五条第十一項の旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を「牽引自動車によつて旅客用車両」に改め、「旅客用車両に」の下に「二年以上」を加え、「の期間が二年以上の者」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「牽引自動車を」の下に「二年以上」を加え、「の期間が二年以上の者」を削り、同号を同項第二号とし、同項を同条第九項とし、同条第三項中「ものは、次の各号に掲げる者」を「経験は、次に掲げる経験」に改め、同項第一号中「法第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「」及び「」という。）」を削り、「旅客自動車に」の下に「二年以上」を加え、「の期間が二年以上の者」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「」を」の下に「二年以上」を加え、「の期間が二年以上の者」を削り、同号を同項第二号とし、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　法第九十六条第五項第一号の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間が通算して一年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の試験を受けるための政令で定める教習は、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

8　法第九十六条第五項第二号の十九歳から牽引第二種免許の試験を受けるための政令で定める教習は、法第七十五条の八の二第一項に規定する牽引自動車（以下「牽引自動車」という。）によつて法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

4　法第九十六条第三項の政令で定める教習は、中型自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

5　法第九十六条第五項第一号の十九歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の試験を受けるための政令で定める教習は、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の運転に必要な適性に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

2　法第九十六条第二項の政令で定める教習は、大型自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

第三十四条第一項の次に次の一項を加える。

10　法第九十六条第五項第二号の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間が通算して一年以上で牽引第二種免許の試験を受けるための政令で定める教習は、牽引自動車によつて旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものとする。

11　法第九十六条第五項第一号及び第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第百二条の三に規定する基準該当若年運転者（以下「基準該当若年運転者」という。）に該当したことがある者で、法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を終了していないもの（次号及び第三号に掲げる者を除く。）

二　法第百二条の三に規定する特例取得免許（以下「特例取得免許」という。）の取消し（法第百三条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものを除く。）を受けた者

三　法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けたため、特例取得免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものを除く。）を受けなかつた者

12　法第九十六条第六項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　準中型自動車免許を現に受けている者のうち、法第百四条の二の二第六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該準中型自動車免許の取消しを受けていないもの

二　普通自動車免許を現に受けている者のうち、法第百四条の二の二第六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該普通自動車免許の取消しを受けていないもの

三　特例取得免許を現に受けている者のうち、法第百四条の二の四第六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の四第一項、第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消しを受けていないもの

第三十四条の三第二項中「とおり」を「者」に改め、同項中第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知（法第百八条の三の三の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証の更新を受けず、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、若年運転者講習を受けなかつたもの

七　法第百二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、法第百四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

八　若年運転者講習を終了した後免許証の更新を受けなかつたため、法第百四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

第三十四条の三第二項中第三号を第四号とし、同項第二号中「法第百一条第一項の」を削り、「法第百条の二第五項」を「同条第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第百五条第一項の規定により免許が効力を失つた後に一般違反行為（当該一般違反行為に係る累積点数（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当するものに限り、免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為（免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）をした者

第三十四条の三第三項中「もの」を「理由」に改め、同条第四項中「とおり」を「者」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けたため、特例取得免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものを除く。）を受けなかつた者